

放課後児童クラブ利用区分変更届

令和 年 月 日

(異動前)

九十九里ホーム飯倉駅前あかしあこども園放課後児童クラブ

児 童	ふりがな		生年月日	年 月 日		
	氏名					
	学校名	匝瑳市立 小学校	学年	年	性別	男・女
異動前の 登録内容		利用期間	年間を通じて利用・長期休業期間のみ利用			
		児童クラブの延長保育利用	有 ・ 無			
		児童クラブの土曜日利用	有 ・ 無			
ふりがな		続柄	父・母			
保護者氏名			その他 ()			

☐ 利用期間 (変更理由:)

☐	年間通じての利用から、 長期休業期間のみの利用に変更	【変更期間】 令和 年 月 日から変更
☐	長期休業期間のみの利用から、 年間通じての利用に変更	

☐ 延長保育 (変更理由:)

☐	延長保育ありに変更	【変更期間】 ☐ 令和 年 月 日から年度末まで変更 ☐ 一時的に 月のみ変更
☐	延長保育なしに変更	

☐ 土曜日利用 (変更理由:)

☐	土曜日利用ありに変更	【変更期間】 ☐ 令和 年 月 日から年度末まで変更 ☐ 一時的に 月のみ変更
☐	土曜日利用なしに変更	

届 出 人	氏名		児童生徒との続柄	父 ・ 母 その他 ()
	住所		電話番号	

※利用区分等変更届は、原則として登録内容を変更する月の前月15日までに提出してください。

※提出期日の経過後に、予期せず延長保育や土曜日利用が必要となり利用区分を変更する場合には、速やかに変更届を提出してください。

※年間利用への切替や土曜日利用ありへの変更など、一部の変更に際しては要件確認のため、就労証明書等の提出を求める場合があります。